

垂井町
障害福祉計画

平成19年3月

計画の概要

1	計画策定の背景	1
2	計画の位置づけ	2
	(1) 計画の根拠 ▶▶ 2	
	(2) 他計画との関連 ▶▶ 2	
3	計画の期間と見直し	2
	(1) 計画の期間 ▶▶ 2	
	(2) 計画の見直し ▶▶ 2	
4	計画の策定体制	3
	(1) 障害者計画策等作成審議委員会 ▶▶ 3	
	(2) アンケートの実施 ▶▶ 3	
	(3) 関係団体ヒアリングの実施 ▶▶ 3	
5	計画の基本的理念	3
	(1) 自己決定と自己選択の尊重 ▶▶ 3	
	(2) 地域生活支援、就労支援など新たな課題に対応したサービスの充実 ▶▶ 3	
6	新しいサービス体系	4

基本的な考え方

1	基本的な考え方	9
2	平成 23 年度の数値目標	9
	(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 ▶▶ 9	
	(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行 ▶▶ 10	
	(3) 福祉施設から一般就労への移行 ▶▶ 10	

障害福祉サービスの見込み

1	既存サービスの利用者	11
2	新体系サービスへの移行	12
(1)	既存の日中活動系サービス利用者の新体系サービスへの移行見込み ▶▶	12
(2)	既存の居住系サービス利用者の新体系サービスへの移行見込み ▶▶	12
3	新規サービス利用者	13
(1)	新規の日中活動系サービス利用者の見込み ▶▶	13
(2)	新規の居住系サービス利用者の見込み ▶▶	13
4	退院可能な精神障害のある人の利用見込み	14
(1)	退院可能な精神障害のある人の日中活動系サービス利用者の見込み ▶▶	14
(2)	退院可能な精神障害のある人の居住系サービス利用者の見込み ▶▶	14
5	利用者の見込み総計	15
(1)	日中活動系サービス利用者の見込み総計 ▶▶	15
(2)	居住系サービス利用者の見込み総計 ▶▶	16
6	各年度における必要な量の見込み（新体系サービス）と確保策	17
(1)	訪問系サービス ▶▶	17
(2)	日中活動系サービス ▶▶	18
(3)	居住系サービス ▶▶	20
(4)	相談支援（サービス利用計画の作成）▶▶	21
7	旧体系サービスの量の見込み	22

地域生活支援事業

1	必須事業	23
(1)	相談支援事業 ▶▶	23
(2)	コミュニケーション支援事業 ▶▶	24
(3)	日常生活用具給付等事業 ▶▶	24
(4)	移動支援事業 ▶▶	24
(5)	地域活動支援センター ▶▶	24
2	任意事業	25
(1)	日中一時支援事業 ▶▶	25
(2)	自動車運転免許取得・改造助成事業 ▶▶	25

計画の概要

1 計画策定の背景

平成 12 年の社会福祉基礎構造改革の一環として、障害者福祉サービスについては、利用者本位の制度とするため、これまでの「措置制度」にかわり、障害のある人自らがサービスを選択し事業者と直接に契約する「支援費制度」が平成 15 年 4 月から導入されました。これにより、ホームヘルプサービスやグループホームなどの居宅サービスの利用が飛躍的に伸びました。これは、制度が周知されるとともに、それまでサービスを利用することができなかった知的障害のある人や障害のある児童を中心に、多くの障害のある人がサービスを利用できるようになったことなどが要因と考えられます。このように、支援費制度により、障害のある人の地域生活支援は大きく前進したといえます。

一方、サービス費用の増大による制度の維持困難、支援費制度の対象となっていない精神障害のある人に対するサービスの遅れ、市町村間でのサービス格差、福祉施設や事業体系の見直しの必要性、地域生活や就労支援といった新たな課題への対応など、支援費制度には解決すべきさまざまな課題が指摘されていました。こうした課題を解決し、障害のある人が必要なサービスを安定的な制度の下で利用できるよう、障害保健福祉施策の各種の抜本的な見直しを行う障害者自立支援法が制定されました。この法律において、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制の確保を計画的に進めるため、市町村ならびに都道府県に障害福祉計画の策定が義務づけられました。

障害保健福祉改革のポイント

障害福祉のサービスを一元化

障害のある人がもっと「働ける社会」に

地域の限られた社会資源を活用できるように「規制緩和」

公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」

増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化

2 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」であり、厚生労働大臣が定める基本指針に即して作成しました。

< 計画で定める事項 >

各年度における指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

の指定障害福祉サービスまたは指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

その他障害福祉サービス、相談支援および町の地域生活支援事業提供体制の確保に關し必要な事項

(2) 他計画との関連

この計画は、「垂井町総合計画」を上位計画とし、「垂井町障害者計画」「大垣地域次世代育成支援行動計画（垂井町）」「いきがい長寿やすらぎプラン 21」など障害のある人の福祉に関する事項を定める計画と整合性を図り作成しました。

3 計画の期間と見直し

(1) 計画の期間

この計画の目標年度は平成 20 年度です。

数値目標については、現行の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として設定しています。

(2) 計画の見直し

第 1 期計画に係る必要な見直しを平成 20 年度末までに行った上で、平成 21 年度～平成 23 年度までを計画期間とする第 2 期計画を作成します。

4 計画の策定体制

(1) 障害者計画等作成審議委員会

障害のある人等の団体の代表、医療・福祉・就労等に関する専門家等から成る「垂井町障害者計画等作成審議委員会」において協議を行いました。

(2) アンケートの実施

障害のある人とその家族の方々の意見やニーズをつかみ計画に反映していくため、身体障害のある人、知的障害のある人および精神障害のある人を対象にアンケートを実施しました。

(3) 関係団体ヒアリングの実施

障害のある人等の当事者団体、ボランティア、およびサービス事業者に対し、障害のある人に関する施策への意見・要望をたずねて計画に反映するため、ヒアリングを行いました。

5 計画の基本的理念

「ノーマライゼーション」の考え方を基本とし、次の点に配慮して障害福祉計画を作成し、推進します。

(1) 自己決定と自己選択の尊重

障害のある人の自己決定を尊重し、自らその居住する場所や必要とする障害福祉サービス等の支援が選択でき、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を推進します。

(2) 地域生活支援、就労支援など新たな課題に対応したサービスの充実

障害のある人の自立支援の観点から、地域生活への移行を推進するサービス基盤の整備、就労支援を推進するサービス基盤の整備など、新たな課題に対応したサービス提供体制の整備を進めます。

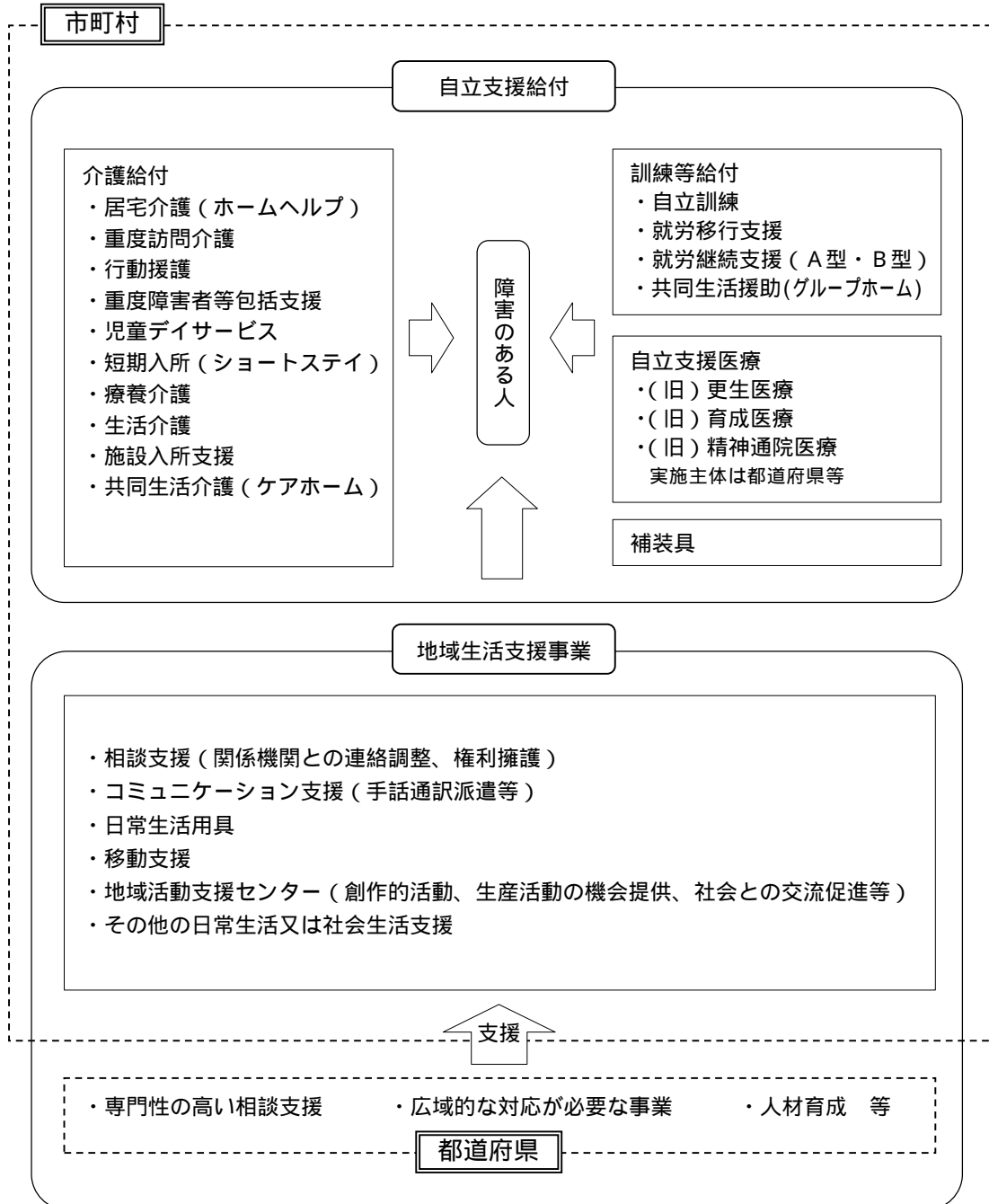
6 新しいサービス体系

障害者自立支援法によるサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に大別され

ます。

「自立支援給付」は、個々の障害のある人の障害程度や勘案すべき事項を踏まえて個別に支給決定が行われるもので、「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」があります。「自立支援給付」のうち、「介護給付」と「訓練等給付」を合わせて「障害福祉サービス」といいます。

図表 1 - 1 総合的な自立支援システムの構築



「地域生活支援事業」は、市町村が柔軟に実施できるものであり、「相談支援」「コミュニケーション支援」「移動支援」「地域活動支援センター」などがあります。

新体系のサービスは、障害種別や居宅・施設サービスの枠を越え、機能に着目したサービス体系に再編されました。再編された施設・事業の変更点としては次の内容が上げられます。

すべての事業・施設において1つの施設・事業で異なる障害者にサービスを提供

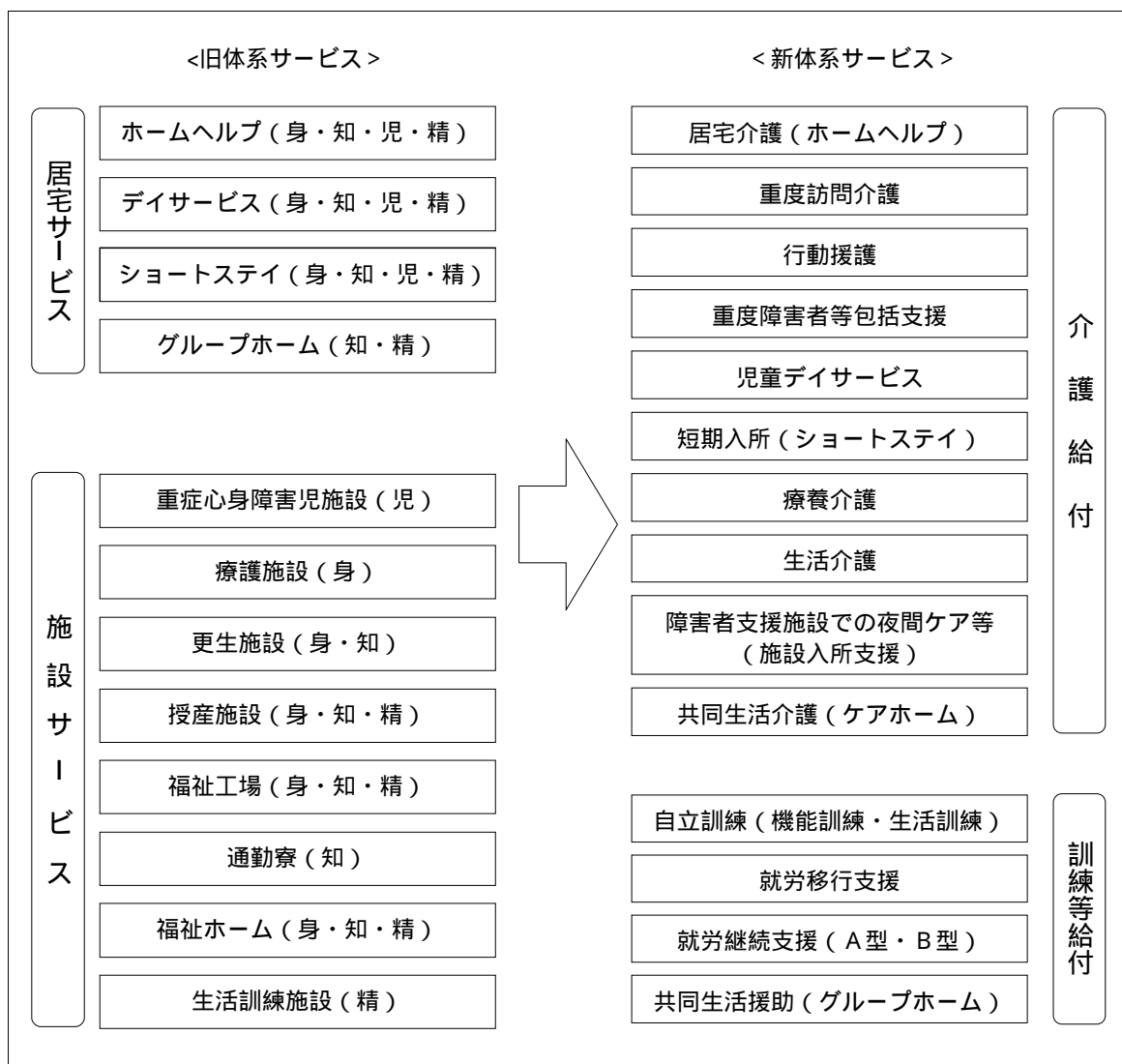
日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択する

障害者支援施設以外は第2種社会福祉事業に位置づけられ、経営主体が多様化する

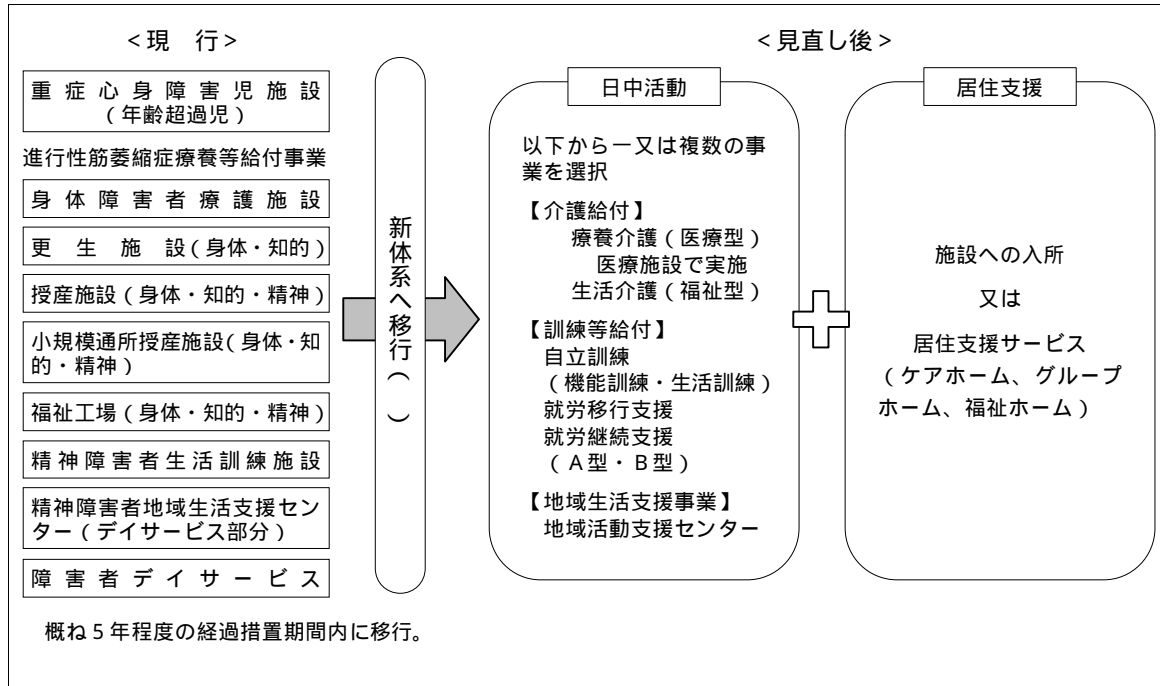
サービスの日単位の利用により、利用者のニーズに応じた選択が可能になった

複数の事業を組み合わせる多機能型のサービス提供が認められた

図表1-2 障害福祉サービスの体系



図表 1 - 3 施設・事業体系の見直し



図表 1 - 4 主な新体系サービスの内容

	区 分	サービスの内容
介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います
	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
訓 練 等 給 付	共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
	就労継続支援（A型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
地 域 生 活 支 援 事 業	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います

基本的な考え方

1 基本的な考え方

障害者自立支援法の目的は、障害者基本法をはじめ、他の障害福祉関連の法律とあいまって、障害のある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の支援を行い、障害のある人の福祉の増進を図るとともに、だれもが人格と個性を尊重しあい安心して暮らすことのできる地域社会を実現することです。

この計画では、ノーマライゼーション理念の下、次の考え方を基本として計画を策定し、推進していきます。

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

実施主体を町を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

地域生活への移行促進と就労支援の強化

地域全体で支援する仕組みの構築

2 平成23年度の数値目標

この計画では、地域生活への移行、就労支援などの新たな課題に対応するため、必要な障害福祉サービスの量を見込むにあたって、これらの課題に関し、旧体系の福祉施設が新たなサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、それぞれの数値目標を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

ケアホームやグループホームの充実、自立訓練事業の推進等により、施設入所から地域生活への移行を推進します。

項目	数値		備考
現在の施設入所者数	16	人	平成17年10月1日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	2	人	現在の全入所者のうち、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ地域移行した者の数 割合は、地域生活移行者数を全入所者で除した値
	12.5	%	
【目標値】 削減見込	1	人	平成23年度末段階での削減見込数 割合は、削減見込数を全入所者で除した値
	6.3	%	

参考 国の基本指針

【目標値】地域生活移行者数：現時点での施設入所者数の1割以上が、地域生活に移行

【目標値】施設入所者数の削減見込：現時点での施設入所者数から7%以上を削減することを基本とし地域の実情に応じて設定

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行

自立訓練事業やグループホーム等の充実を図り、受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人の退院を推進します。

項目	数 値		備 考
現 在	8	人	現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	6	人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少を目指す数

参考 国の基本指針

【目標値】 退院可能な精神障害のある人の減少数：平成 14 年度における調査に基づき市町村および県が定める

(3) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等の充実、障害保健福祉施策と労働施策の連携、関係機関・地域等の連携等により、福祉的就労から一般就労への移行を推進します。

項目	数 値		備 考
現在の年間 一般就労移行者数	1	人	平成 17 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	1	人	平成 23 年度において施設を退所し、一般就労する者の数
	1	倍	

参考 国の基本指針

【目標値】 平成 23 年度の年間一般就労移行者数：現時点の一般就労への移行実績の 4 倍以上

障害福祉サービスの見込み

1 既存サービスの利用者

平成 18 年 8 月現在、日中活動系サービスおよび居住系サービスを利用している人は次のとおりです。なお、新体系のサービスにおいては、入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動系サービス）と夜のサービス（居住系サービス）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できるようにしています。このため、入所施設利用者についても日中活動系サービスの利用者とみなしています。

図表 3 - 1 既存サービス利用者

1. 日中活動系 単位：人

施設種別利用者実数	平成 18 年
身体障害者入所療護施設	1
身体障害者入所授産施設	1
知的障害者入所更生施設	14
知的障害者通所授産施設	2
精神障害者生活訓練施設	2
小規模作業所	20
精神障害者通所授産施設	2
デイサービス	5
精神障害者地域生活センター	3
知的障害者通所更生施設	23
計	73

2. 居住系 単位：人

施設種別利用者実数	平成 18 年
身体障害者入所療護施設	1
身体障害者入所授産施設	1
知的障害者入所更生施設	14
グループホーム	9
福祉ホーム・通勤寮	2
精神障害者生活訓練施設	2
計	29

2 新体系サービスへの移行

県では、既存の福祉施設に対して、新体系への移行希望（移行年度、移行サービスの種類、定員数等）についてアンケートを実施しました。この調査結果を基に既サービス利用者の新体系サービスの利用者数を見込みました。

(1) 既存の日中活動系サービス利用者の新体系サービスへの移行見込み

知的障害者通所更生施設、小規模作業所などを現在利用している人の新体系の日中活動系サービスへの移行見込みは次のとおりです。

図表3 - 2 既存の日中活動系サービス利用者の新体系への移行

単位：人

区分	計	生活介護	自立訓練・機能訓練	自立訓練・生活訓練	就労移行	就労継続A型	就労継続B型	地域活動支援C等	旧体系	合計
平成18年	8	4	0	0	0	0	0	4	65	73
平成19年	28	5	0	0	0	0	6	17	45	73
平成20年	61	34	0	1	0	0	9	17	12	73
平成21年	66	35	0	2	1	0	11	17	7	73
平成22年	66	35	0	2	1	0	11	17	7	73
平成23年	73	40	0	2	3	0	11	17	0	73

(注) 地域活動支援Cは地域活動支援センター

(2) 既存の居住系サービス利用者の新体系サービスへの移行見込み

知的障害者入所更生施設、グループホームなどに現在入所・入居している人の新体系サービスへの移行は、次のとおり見込みました。

図表3 - 3 既存の居住系サービス利用者の新体系への移行

単位：人

区分	計	施設入所支援	グループホーム・ケアホーム	自宅・その他	旧体系	福祉ホーム・通勤寮	合計
平成18年	9	0	9	0	18	2	29
平成19年	10	1	9	0	17	2	29
平成20年	19	9	10	0	8	2	29
平成21年	23	10	13	0	5	1	29
平成22年	23	10	13	0	5	1	29
平成23年	29	14	15	0	0	0	29

3 新規サービス利用者

(1) 新規の日中活動系サービス利用者の見込み

新規の日中活動系サービス利用者については次のとおり見込みました。

図表3 - 4 新規の日中活動系サービス利用者の見込み

単位：人

区 分	生活介護	自立訓練 ・ 機能訓練	自立訓練 ・ 生活訓練	就労移行	就労継続 A型	就労継続 B型	地域活動 支援C等	計
平成18年								0
平成19年	1					1		2
平成20年	3					2		5
平成23年	6	1			1	4		12

(注) 地域活動支援Cは地域活動支援センター

(2) 新規の居住系サービス利用者の見込み

現在グループホームや入所施設を利用していない新規の居住系サービス利用者については、施設入所は1人、グループホームまたはケアホームに5人が入居すると見込みました。

図表3 - 5 新規の居住系サービス利用者の見込み

単位：人

区 分	施設入所支援	グループホーム・ケアホーム	福祉ホーム	自宅・その他	計
平成18年					0
平成19年	1	1			2
平成20年	1	1			2
平成23年	1	5			6

4 退院可能な精神障害のある人の利用見込み

(1) 退院可能な精神障害のある人の日中活動系サービス利用者の見込み

県が行った調査によると、本町の「平成 24 年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人」は 8 人でした。平成 23 年度末までに 6 人が退院し、それらの人がすべて何らかの日中活動系サービスを利用すると見込みました。

図表 3 - 6 退院可能な精神障害のある人の日中活動系サービス利用者の見込み

単位：人

区 分	生活介護	自立訓練 ・ 機能訓練	自立訓練 ・ 生活訓練	就労移行	就労継続 A 型	就労継続 B 型	地域活動 支援 C 等	計
平成 18 年								0
平成 19 年								0
平成 20 年			1					1
平成 23 年			2			1	3	6

(注) 地域活動支援 C は地域活動支援センター

(2) 退院可能な精神障害のある人の居住系サービス利用者の見込み

本町の「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人 8 人のうち、平成 23 年度末までに 6 人が退院し、グループホームや一般住宅で暮らすと見込みました。

図表 3 - 7 退院可能な精神障害のある人の居住系サービス利用者の見込み

単位：人

区 分	施設入所支援	グループホーム ・ケアホーム	福祉ホーム	自宅・その他	合計
平成 18 年					0
平成 19 年				1	1
平成 20 年		2		1	3
平成 23 年		4		2	6

5 利用者の見込み総計

(1) 日中活動系サービス利用者の見込み総計

既存利用者、新規利用者、退院可能な精神障害のある人を合計した日中活動系サービスの利用者の見込みは次のとおりです。

図表3 - 8 日中活動系サービス利用者の見込み総計

単位：人

区 分		計	生活 介護	自立 訓練 機能 訓練	自立 訓練 生活 訓練	就労 移行	就労 継続 A型	就労 継続 B型	地域 活動 支援 C等	旧体 系	合計
平成18年	既存利用者	8	4	0	0	0	0	0	4	65	73
	新規利用者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	退院可能精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	8	4	0	0	0	0	0	4	65	73
平成19年	既存利用者	28	5	0	0	0	0	6	17	45	73
	新規利用者	2	1	0	0	0	0	1	0	0	2
	退院可能精神障害者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	30	6	0	0	0	0	7	17	45	75
平成20年	既存利用者	60	34	0	0	0	0	9	17	13	73
	新規利用者	5	3	0	0	0	0	2	0	0	4
	退院可能精神障害者	2	0	0	1	0	0	0	1	0	2
	合 計	67	37	0	1	0	0	11	18	13	80
平成23年	既存利用者	73	40	0	2	3	0	11	17	0	73
	新規利用者	12	6	1	0	0	1	4	0	0	12
	退院可能精神障害者	6	0	0	2	0	0	1	3	0	6
	合 計	91	46	1	4	3	1	16	20	0	91

(注) 地域活動支援Cは地域活動支援センター

(2) 居住系サービス利用者の見込み総計

既存利用者、新規利用者、退院可能な精神障害のある人を合計した居住系サービスの利用者の見込みは次のとおりです。

図表3 - 9 居住系サービス利用者の見込み総計

単位：人

区 分		計	施設入所 支援	グループ ホーム・ ケアホー ム	福祉 ホーム	自宅・ その他	旧体系	合計
平成 18 年	既存利用者	11	0	9	2	0	18	29
	新規利用者	0	0	0	0	0	0	0
	退院可能精 神障害者	0	0	0	0	0	0	0
	合 計	11	0	9	2	0	18	29
平成 19 年	既存利用者	12	1	9	2	0	17	29
	新規利用者	2	1	1	0	0	0	2
	退院可能精 神障害者	1	0	0	0	1	0	1
	合 計	15	2	10	2	1	17	32
平成 20 年	既存利用者	21	9	10	2	0	8	29
	新規利用者	4	1	1	0	0	0	4
	退院可能精 神障害者	3	0	2	0	1	0	3
	合 計	26	10	13	2	1	8	34
平成 23 年	既存利用者	29	14	15	0	0	0	29
	新規利用者	6	1	5	0	0	0	6
	退院可能精 神障害者	6	0	4	0	2	0	6
	合 計	41	15	24	0	2	0	41

6 各年度における必要な量の見込み（新体系サービス）と確保策

(1) 訪問系サービス

サービスの利用実績等をもとに、地域移行の促進や利用意向の今後の伸び等を勘案して見込みました。

概ねこれまでのサービス事業所に対応が可能と考えます。ただし、県内には重度障害者等包括支援については参入事業所がなく、またニーズもないことから第2期以降の課題と考えます。もちろん、サービスの利用を否定するものではありません。

図表3 - 10 訪問系サービスの見込み量（月間）

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
居宅介護	人 分	16	17	19	26
	時間分	130	145	165	215
重度訪問介護	人 分	2	2	2	2
	時間分	280	280	300	300
行動援護	人 分	2	2	3	4
	時間分	15	20	30	40
重度障害者等包括支援	人 分	0	0	0	1
	時間分	0	0	0	150

(2) 日中活動系サービス

生活介護

平成 23 年度には 46 人、1 か月当たり 930 人日の利用を見込みました。生活介護は、主に現在の知的障害者更生施設（入所・通所）、デイサービス等の利用者が対象になると想定しており、それら施設が移行を予定していることから、サービス量は確保できると考えます。

図表 3 - 11 生活介護の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
生活介護	人 分	4	6	37	46
	人日分	30	70	700	930

自立訓練（機能訓練）

機能訓練の対象としては、現在の身体障害者療護施設、身体障害者更生施設等の利用者が想定されますが、県の調査では利用予定（施設の機能訓練への移行予定）が少ないことから、サービス量としては最終年度に 1 人の利用を見込みました。

図表 3 - 12 自立訓練（機能訓練）の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（機能訓練）	人 分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	20

自立訓練（生活訓練）

生活訓練の対象としては、現在の知的障害者更生施設、精神障害者生活訓練施設などの利用者が想定されます。平成23年度は 4 人、85人日を見込みました。主に現在の施設を継続して利用するものと考えられます。

図表 3 - 13 自立訓練（生活訓練）の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
自立訓練（生活訓練）	人 分	0	0	1	4
	人日分	0	0	20	85

就労移行支援

平成23年度は3人、65人日を見込みました。一般就労への移行はこの計画の重要な課題の一つであり、就労移行支援は非常に重要なサービスです。しかしながら、事業として難しく、町内には就労移行支援に移行する予定の施設はありません。このため、地域全体で総合的な就労支援のネットワークづくりを促進することによって、サービスの充実および事業者の参入促進を図っていきます。

図表3 - 14 就労移行支援の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労移行支援	人 分	0	0	0	3
	人日分	0	0	0	65

就労継続支援（A型）

就労継続支援A型に移行する予定の施設が少ないことから、1人のみ見込みました。

図表3 - 15 就労継続支援（A型）の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援（A型）	人 分	0	0	0	1
	人日分	0	0	0	20

就労継続支援（B型）

平成23年度は16人、340人日を見込みました。知的障害者更生施設などが移行を予定しており、サービス量は確保できると考えます。

図表3 - 16 就労継続支援（B型）の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
就労継続支援（B型）	人 分	0	7	11	16
	人日分	0	150	230	340

療養介護

重症心身障害児施設（委託病床を含む）進行性筋萎縮症者療養等給付事業の対象者を基礎に見込むこととされています。ただし、重症心身障害児施設は3年後に予定される児童福祉法の改正を踏まえて移行を検討することから平成23度に見込みました。

図表 3 - 17 療養介護の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
療養介護	人 分	0	0	0	5

児童デイサービス

平成 23 年度は 36 人、1 か月当たりの延べ利用量は 140 人日になると推計しました。「垂井町いずみの園」を中心にサービスが提供されることとなります。

図表 3 - 18 児童デイサービスの見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	人 分	32	33	34	36
	人日分	120	130	135	140

短期入所

サービスの利用実績を基に、平成23年度は12人、1 か月当たり70人日を見込みました。施設入所者の地域移行の推進による空きベットの活用などにより対応するとともに、グループホーム等の利用、施設の多機能化等を検討していきます。

図表 3 - 19 短期入所の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
短期入所	人 分	5	7	8	12
	人日分	20	35	45	70

(3) 居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護

既存のグループホームは既に新体系に移行しており、入居者は共同生活援助（グループホーム）は 2 人、共同生活介護（ケアホーム）は 7 人となっています。両者の違いは、グループホーム利用者は介護を要しない人、ケアホーム利用者は介護を要する人となっていることです。入居者の平日の日中は、日中活動系サービスなどを利用することとなります。

平成 23 年度は 24 人と見込みました。平成 18 年 8 月現在の利用者 9 人（知的障害のある人 8 人、精神障害のある人 1 人）からは 15 人の増加となります。このため、新たに 2 か所のホームの整備を促進します。

図表 3 - 20 共同生活援助・共同生活介護の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
共同生活援助	人 分	9	10	14	24
共同生活介護					

施設入所支援

平成 18 年 4 月現在の利用者 16 人のうち 2 人がケアホーム等に入居して地域生活へ移行し、新たに 1 人が入所することとして、平成 23 年度の利用者数を 15 人と見込みました。

施設入所支援については、ケアホーム等での対応が困難な人など真に必要な人の利用とし、ケアホームの整備等に合わせて地域生活への移行を推進します。

図表 3 - 21 施設入所支援の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
施設入所支援	人 分	0	2	10	15

(4) 相談支援（サービス利用計画の作成）

サービス利用計画は、障害福祉サービスを利用する人に対し、指定相談支援事業者がサービスの利用計画を作成し、事業所間の調整やモニタリングを行うものであり、利用対象となるのは、施設の退所等に伴い、一定期間集中的な支援が必要な人や、単身世帯等の為自らサービスの利用に関する調整が困難な方などです。この条件に該当する人は少ないと考えられ、平成 23 年度に 3 人を見込みました。

図表 3 - 22 サービス利用計画作成の見込み量

区 分	単 位	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
指定相談支援	人 分	0	0	1	3

7 旧体系サービスの量の見込み

前項において示したサービス量の見込みは、新体系サービスを見込んだものですが、第1期の計画は新体系サービスへの経過措置期間中であり、旧体系のサービスも継続されるため、参考値として旧体系サービスの見込み量についても算出しています。

図表3 - 23 旧体系サービス見込み量（月間）

区 分		単 位	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
日中活動系	旧入所サービス分 (1)	人日分	370	350	350	170	0
	旧通所サービス分 (2)	人日分	470	590	590	130	0
居住系	旧入所サービス分 (3)	人 分	20	20	19	10	0

1 日中活動系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設の各入所施設において行われる日中活動系サービス相当分をいう

2 日中活動系の旧通所サービス分とは、身体障害者療護施設（通所）・身体障害者更生施設（通所）・身体障害者授産施設（通所）・知的障害者通所更生施設・知的障害者通所授産施設・精神障害者通所授産施設・精神障害者生活訓練施設・小規模通所授産施設（身体・知的・精神）・福祉工場（身体・知的・精神）の各通所施設において行われる日中活動系サービス相当分をいう

3 居住系の旧入所サービス分とは、身体障害者療護施設（入所）・身体障害者更生施設（入所）・身体障害者授産施設（入所）・知的障害者入所更生施設・知的障害者入所授産施設・知的障害者通勤寮・精神障害者入所授産施設・精神障害者生活訓練施設・精神障害者福祉ホーム（B型）の各入所施設等において行われる居住系サービス相当分をいう

地域生活支援事業

市町村地域生活支援事業として次の事業を実施します。

< 必須事業 >

相談支援事業

コミュニケーション支援事業

日常生活用具給付等事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

< 任意事業 >

日中一時支援事業

自動車運転免許取得・改造助成事業

1 必須事業

(1) 相談支援事業

障害者相談支援事業

障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止・早期発見のための関係機関との連絡調整を図るなど障害のある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。

事業は、知的障害のある人については「あゆみの家」「柿の木荘」、精神障害のある人については「グリーンヒル」「せせらぎ」に委託して実施します。身体障害のある人については、町健康福祉課で行います。

地域自立支援協議会

障害者自立支援法施行規則第 65 条の 10 に規定する「地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議」である地域自立支援協議会を設置し、地域の障害者の総合的な支援体制を構築します。

図表 4 - 1 地域自立支援協議会の設置箇所数

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
設置箇所数	-	1	1	1

(2) コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人に対し、意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者または要約筆記者の派遣を行います。

また、手話講座、要約筆記講座を開催して人材を養成します。

図表 4 - 2 コミュニケーション支援事業のサービス見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実利用人数	2	4	5	7

(3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、障害のある人に対し介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具の給付を行います。

図表 4 - 3 日常生活用具給付等事業のサービス見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実利用人数	40	50	60	65

(4) 移動支援事業

町が外出時に移動に支援が必要と認めた障害のある人を対象として、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。利用形態は個別支援型とし、事業所に委託して実施します。

図表 4 - 4 移動支援事業のサービス見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実利用人数	13	20	25	30

(5) 地域活動支援センター

地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進します。小規模作業所の移行予定を基に見込みました。

小規模作業所の新体系サービスへの移行が円滑にできるよう必要な支援を行います。

図表 4 - 5 地域活動支援センター事業のサービス見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
実利用人数	4	18	18	20

2 任意事業

(1) 日中一時支援事業

日中、障害者支援施設等において障害のある人や児童の家族の就労支援およびその家族の一時的な休息を提供するため、障害のある人等の日中における活動の場の確保と日常生活上の必要な訓練等を行う日中一時支援事業を、4事業所に委託して実施します。

図表4 - 6 日中一時支援事業のサービス見込み量

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
利用回数（回 / 年）	5	10	13	15

(2) 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得事業

身体障害のある人が普通自動車運転免許を取得した場合に、その経費の一部を助成します。

自動車改造助成事業

身体障害のある人に対し、自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

垂井町障害福祉計画

平成 19 年 3 月発行

発行者 垂井町

岐阜県不破郡垂井町1532 - 1

〒503-2193 TEL 0584-22-1151

編集 健康福祉課